

一般社団法人北海道認知症グループホーム協会 会長候補者選挙実施要綱

一般社団法人北海道認知症グループホーム協会
選挙管理委員会

1. 選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人、被選挙人資格について
 - 1) 選挙人は2023年12月1日の時点において、正会員及び準会員として登録されている事業所、被選挙人は2023年12月1日の時点において、正会員として登録されている事業所の役員・職員等とする。
選挙人及び被選挙人の資格のない者は以下のとおりとする。
 - ①会費未納事業所
 - ②会員未登録者
 - ③会員資格が停止されている者
 - 2) 選挙人名簿の作成
2023年12月1日時点の会員名簿をもとに、告示日時点の選挙人名簿（正会員及び準会員）を作成する。

2. 選挙の告示について

- (1) 選挙告示日は2023年12月1日とする。
会長候補者選挙告示は、郵送及び協会ホームページに掲載する。
- (2) 上記(1)にしたがい、ホームページ管理担当者には、同様の依頼を告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
 - 1) 立候補受付期間は、2023年12月14日～1月4日（必着）とする。
 - 2) 立候補を辞退する場合の締め切りは2024年1月4日（必着）とする。
- (2) 受付数が定数に満たない場合
立候補者が定数に満たない場合は、その旨を一般社団法人北海道認知症グループホーム協会理事会に報告する。
- (3) 立候補届の様式
 - 1) 立候補届の提出は郵送とする。
 - 2) 立候補は、「様式第1号」に基づき作成する。作成の際は、副会長候補者の了承を得た上で3名の推薦者氏名を記載する。
 - 3) 立候補辞退届は、「様式第2号」に基づき作成する。
 - 4) 「様式第1号」、「様式第2号」ともA4版の大きさとする。

5) 添付書類

i) 立候補届には次の書類等を添付すること。

立候補者の経歴、公約等を含む立候補の趣旨をMS-W o r dを使用して保存した、CD-R又はUSBメモリー。

立候補の趣旨はスペースを含んで全角1,000字以内とし、全角40字×25行に収まるように作成する。

写真(下記、6)を参照)のプリントおよびデジタルデータ(上記CD-R又はUSBメモリーに保存)。

6) 写真

上半身、正面、脱帽、無背景、カラー、告示日から3ヶ月以内に撮影したもの

タテ、ヨコ比率は4:3

デジタルデータの形式はJ P E Gとし、容量は2MB以内とする

7) 立候補届の提出先

郵送による立候補届は必ず「書留郵便」で「会長候補者選挙立候補届在中」と朱書の上、下記に郵送する。

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 4階
一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 選挙管理委員会 宛

(4) 立候補者が複数の場合は、立候補届出順(原則として消印参照)に受け付ける。

(5) 立候補届及び添付書類等に不備や虚偽の記載があった場合は、立候補を受け付けない。

4. 立候補者一覧および選挙公報、投票用紙の送付について(立候補者が複数名の場合)

(1) 時期

2024年1月12日を基準に立候補者名簿及び投票用紙(葉書)を選挙人宛に郵送する。

(2) 立候補者公示

立候補者の氏名や趣旨の公示については2024年1月12日を基準に郵送及び協会ホームページ上に掲載する。

立候補届出順を公示記載順とする。

(3) 選挙活動

立候補者および関係者は公序良俗に反する選挙活動を行い、または関与してはならない。なお、選挙活動は、ホームページに「立候補届」「公約等を含む立候補の趣旨」「写真」を掲載することのみとする。

5. 投票について(立候補者が複数名の場合)

(1) 投票期間: 2024年1月15日~1月22日午前9時〔必着〕

(2) 投票方法：

選挙人に送られる投票用紙（葉書）にて返信する。

投票は単記投票方式とする。

白票は有効投票とする。

定数を越えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

6. 開票について

(1) 開票日

投票締切り後、速やかに行う

(2) 開票立会人の選出

1) 開票立会人は、選挙管理委員の中から選挙管理委員長が選出する。

2) 選出にあたっては5名を選出し、3名を立会人、2名を予備立会人とする。

3) 予備立会人は予め順位を定める。

(3) 投票用紙の保管について

1) 投票期間中は選挙管理委員長から指名を受けた事務局員以外は投票用紙に触れることが出来ない。

2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、事務局員から投票用紙を受け取る。

(4) 無投票当選について

立候補者が定数の時は投票を行わず、当該選挙の立候補者をもって当選人とする。

(5) 当選人について

1) 最も得票数の多い者を当選人とする。

2) 得票数が同数の場合は、選挙管理委員長立会いのもと、立候補者が開票終了後1週間以内にくじにより当選人を決定する。

(6) 選挙結果は協会ホームページ上で速やかに発表する。

7. 異議申し立てについて

(1) 異議申し立ての期間は選挙結果公示日から1週間とする。

(2) 異議申し立ての受付は文書によるものとし、申し立て先は選挙管理委員会とする。

8. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を発行する。

以上